

## 3

弥生（やよい）



3月3日のひな祭りは、けがれ・災いを人形（ひとがた）に移しはらおうとする風習が起源とされる。

### 3月の事務チェックポイント

- 3月末で期限切れとなる文書類（身分証明書、三六協定、諸契約等）をチェックし、必要なものは更新手続きをする。
- 4月に定期昇給、ベースアップを実施する会社では、資料の収集を行い、データ作成に入る。
- 企業の倒産件数は、依然として高水準で推移している。このような状況下、得意先の危険兆候チェックは、年度末でもあり調査もあわせて、総合的に検討する事が必要。
- 入社式や新入社員教育の準備にミスがないかの最終チェック。
- 社員の移動、入・退社に伴う諸手続きにモレがないか点検する。（マイナンバーの取扱に注意）
- 4月からの労働保険の年度更新事務に備えて、賃金の集計等を事前に始める。

### 3月の税務

提出期限	チェック欄	内 容
3月10日		2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月15日		個人の青色申告の承認申請
		贈与税の申告
		前年分の総収入金額報告書の提出
		確定申告税額の延納の届出
3月31日		個人の道府県民税・市町村民税・事業税及び事業所税の申告
		1月決算法人の確定申告＜法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		個人事業所の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
		1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税及び地方消費税＞
		7月決算法人の中間申告＜法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税及び地方消費税＞
		消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税及び地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）＜消費税及び地方消費税＞	

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！（公社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

#### 平成28年度会費納入のお願いについて

当会も3月決算期を迎え、準備を進めております。未納の皆様には、お願いの文書を送付しますので、何卒ご協力賜われますようお願い申し上げます。

**すぐに役立つ**

★新入社員セミナーの開催

**日程 3月23日（木）24日（金）**

入社3年目まで参加可能です。  
詳細については、当会HPをご覧ください。（長井法人会で検索）